

# 滋賀県企業庁水道用薬品購入仕様書①

## (水道用ポリ塩化アルミニウム・水道用次亜塩素酸ナトリウム

### ・水道用水酸化ナトリウム(水道用液体苛性ソーダ))

#### (総則)

第1条 本仕様書は滋賀県企業庁（以下「当庁」という。）が所管する浄水場において、浄水処理に使用する水道用ポリ塩化アルミニウム、水道用次亜塩素酸ナトリウムおよび水道用水酸化ナトリウム(水道用液体苛性ソーダ)（以下「本品」という。）の仕様について定めるものである。なお、本品は滋賀県公営企業会計規程、滋賀県財務規則、その他の関係法規および本仕様書によって購入するものである。

#### (納入規格)

第2条 納入する本品は、水道施設の技術的基準を定める省令別表第一（以下「省令別表」という。）、JWWA規格および本仕様書の別表1、2、3に定める規格によるものとし、納入時の品質が省令別表、JWWA規格および本仕様書の別表1、2、3に適合する製品とする。なお、納入者は、本品の製造から納入までの各工程において品質管理が正しく行われ、不純物混入等がないよう十分配慮しなければならない。

#### (品質検査)

第3条 納入する本品の品質検査については、次のとおりとする。

##### (1) 試験成績表－1（初回納入前）

納入者は、契約締結後直ちに製造業者が製造する本品が省令別表、JWWA規格および本仕様書の別表1、2、3に定める項目について、適合することを証明する公的機関、またはそれに準ずる機関において評価試験を実施し、当庁に試験成績表を遅滞なく提出するものとする。なお、本入札公告日以降に採取した試料によることとする。

試験方法については、最新のJWWA規格および最新の「水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドライン（平成16年3月（最終改正令和5年3月）、厚生労働省医薬・生活衛生局水道課）」に基づき行うものとし、この成績表には分析機関名を明記するものとする。なお、JWWA等の認証機関による品質認証を受けた薬品（以下「品質認証品」という。）については、試験成績表－1を省略できるものとする。ただし、その際には認証を受けたことを証明する書類および試験項目表等を、初回納入時までに提出するものとする。

##### (2) 試験成績表－2（納入毎）

本試験成績表は、省令別表、JWWA規格および本仕様書の別表1、2、3に定める項目について試験結果を記載するものである。

原則として、浄水処理工程において水道水に直接注入される全ての水道用薬品は、全ての評価項目について評価基準を満たしていることを確認する必要がある。よって納入者は、納入する本品の品質検査結果を納入する輸送車ごとに提出するものとする。

試験は、省令別表、JWWA規格および本仕様書の別表1、2、3に定める項目について、(1)に定める試験方法に基づき行うものとし、この成績表には分析機関名を明記するものとする。

### (3) 試験成績表－3（納入毎）

(2) の規定に関わらず、以下の①または②に該当する場合は例外として、試験成績表－2の提出を省略でき、本試験成績表を提出するものとする。本試験成績表は、本仕様書の別表1、2、3に定める項目について試験結果を記載するものである。

納入者は、納入する本品の品質検査結果を納入する輸送車ごとに提出するものとする。

試験は、本仕様書の別表1、2、3の規格欄に掲げる項目について、(1)に定める試験方法に基づき行うものとする。

① 品質認証品であるとき。

② 原材料、製造工程、物質の性状等から判断して、最大注入率で添加しても評価基準以下であることが明らかであり、合理的、客観的に証明することができる書類を初回納入前に提出し、当庁が認めたとき。詳細は当庁と協議のうえ、決定する。

### (4) 試料採取

納入者は、現地納入時に納入品の試料を採取し、貯槽受入前に提出しなければならない。

この試料について当庁は、簡易な受入検査を行い、その性状を確認してから受入を行うものとする。

また、当庁が独自に検査の必要があると認めた場合は、速やかに必要量の試料の提出を行うこと。

### (5) 規格検査

当庁は、受入検査等で必要と認めた場合には、(1)に定める試験方法により納入品を検査し、異常がなければ合格とする。

### (6) 検査不合格についての不服申し立て

当庁の行った規格検査の結果、当該納入品が不合格と判定された場合は、納入者は(4)に基づいて採取した試料について、検査した結果を添えて不服を申し立てることができる。

### (7) 工場検査

当庁は必要に応じ、当該納入品が製造される工場において、製造法、品質管理等について、調査、確認を行うことができるほか、輸送に使用するタンクローリーの使用、管理状況についても調査、確認を行うことができる。

## (納入場所および期限)

第4条 本品の納入先および期日・時間等については、次のとおりである。

### (1) 納入先

別表1、2、3に定める納入場所とする。

### (2) 納入期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

### (3) 納入期日

納入者は、当庁の指定する期日または発注後5営業日以内に本品を納入しなければならない。

#### (4) 納入時間

納入者は、納入に先立って当庁職員に納入日時の指示を受け、その指示された日時に本品を納入しなければならない。納入日時は、原則として閉庁日を除く午前9時00分から午後5時00分までとする。ただし、緊急時はこの限りでない。

#### (納入数量)

第5条 別表1、2、3に定める購入予定数量による。なお、処理水量、水質等の変化により購入数量は変動するため、購入予定数量を保証するものではない。

#### (納入方法)

第6条 本品の納入は、受入検査合格後、指定した浄水場の搬入口から貯槽内に送液して行うこと。このとき、搬入口付近等に本品を漏出させないこと。なお、水口浄水場におけるポリ塩化アルミニウム(PAC)の納入についてはPAC貯槽と後PAC貯槽に分納する場合がある。また、次亜塩素酸ナトリウムを山脇調整池および瓶割山調整池に納入する場合は、5t以下のタンクローリーで搬入すること。

本品の受入口は馬渓浄水場のPACの受入口を除いて、JIS 10K 50A フランジで接続可能である。馬渓浄水場のPACの受入口はJIS 10K 80A フランジにホースニップル(Φ50A)が設置されており、それに応じた方法により納入すること。

#### (計量)

第7条 納入量の検収は、納入者が計量法で定める検定に合格した計量器で計量し、これに基づく計量証明書を当庁に提出し、当庁がこれを受領・確認することによって当庁の検収に代えることができる。なお、これに係る証明費用は納入者の負担とする。

#### (緊急時の対応)

第8条 当庁は、浄水処理上緊急に納入を依頼する場合があるので、納入者は緊急連絡先、長期休暇等の事前通知書を提出するとともに、これに応じられる体制を整えておくこと。また、災害時等において当庁の要求により、ライフラインである水道の事業継続に配慮し、本品の優先的な供給に協力すること。

#### (提出書類および部数)

第9条 本品の納入に伴う提出書類および部数は次のとおりとする。

##### (1) 規格適合証明書類

納入者は第3条によるもののほか、当庁の指示があった場合には、以下の書類を提出し当庁の審査を受けなければならない。

- ア 製造工程に関する書類(フローシート、原材料名、数量を明記すること)
- イ 省令別表の項目のうち、以下に該当する項目は、それを合理的に証明できる文書等
  - ・評価項目のうち、各薬品において、原料や製造工程から判断して含まれていることが考えられない項目
  - ・含有量について別途分析した結果に基づき本品に含まれないことが証明される項目
  - ・最大注入率で添加して評価基準以下であることが明らかな項目

(2) 契約後の製造業者等の変更に伴う書類

納入品の製造業者、原料または製造工程等に変更があった場合、第3条に定める試験成績表-1および必要に応じて上記(1)に掲げる書類を再度提出するものとする。

(3) 納入毎の書類

納入者は、納入の都度ならびに当庁の担当職員の指示があった場合には、次の書類を当庁に提出するものとする。

ア 送り状

(品名、正味質量、出荷年月日、ロット番号、製造業者名)

イ 試験成績表（第3条に定める試験成績表-2）

納入品と同一の製造ロットのもので次の事項を記載したもの

- ・検査した製造ロット番号
- ・出荷年月日
- ・検査責任者の所属および氏名
- ・薬品毎に省令別表、JWWA規格および本仕様書の別表1、2、3に定める全ての項目にかかる分析試験結果および分析方法
- ・分析機関名
- ・JIS、JWWA規格に単位・表記を合わせること
- ・「不検出」等の表現は用いず、必ず数値表現すること
- ・可能なものは規格値の1/10まで表現すること

ウ 試験成績表（第3条に定める試験成績表-3）

納入品と同一の製造ロットのもので次の事項を記載したもの

- ・検査した製造ロット番号
- ・出荷年月日
- ・検査責任者の所属および氏名
- ・薬品毎に本仕様書の別表1、2、3の規格欄に掲げる項目にかかる分析試験結果および分析方法
- ・JIS、JWWA規格に単位・表記を合わせること
- ・「不検出」等の表現は用いず、必ず数値表現すること
- ・可能なものは規格値の1/10まで表現すること

エ 計量証明書（第7条に定める計量証明書）

計量証明事業者が発行するもの

(4) 提出部数

各書類とも、1部提出するものとする。なお、納入毎の書類は各納入浄水場当庁担当職員に提出するものとする。

(検査不合格における措置)

第10条 受入時の書類検査または規格検査に不合格となった場合は、当該納入品の全てを納入者の責任において持ち帰り、速やかに本仕様書に適合する製品と交換して納入しなければならない。

(納入者の負担)

第11条 納入に際し、次の各号については、納入者の負担とする。

(1) 仕様書に明記されていない事項でも納入に関し当然必要な作業の費用

(2) 納入に伴い必要とする各種試験に要する費用

(3) 納入の際、施設・設備等に損傷を与えた場合、その原形に復旧する費用

(4) 輸送は全て納入者の責任で行い、当庁が指定した納入場所に納入するまでの費用ならびに事故等の責任、および事故收拾の全てを納入者が負うものとする。

なお、本品の輸送に使用するタンクローリーは薬品ごとに専用のものを用いることを原則とし、やむを得ずほかの薬品の輸送に使用したものを用いる場合は、十分な洗浄および乾燥により、品質に影響を与えないようにしなければならない。

(損害の補償)

第12条 納入者は、納入の際、その責に帰すべき事由により、当庁または第三者に損害を与えたときは、納入者が事故收拾にあたり、その損害を補償しなければならない。

(納入時の事前打合せ)

第13条 納入者は、納入に先立ち、当庁職員と詳細に打合せを行い、納入期日までに指定数量を納入しなければならない。万一、納入期日または指定数量を変更したい場合は、事前に納入先浄水場に連絡し承諾を得なければならない。

(納入の中止)

第14条 次の場合、当庁は納入の一部または全部について、中止を命ずることがある。その場合、納入者に損害が生じても当庁は補償しないものとする。

(1) 納入者が当庁の指示に従わないとき。

(2) 納入者が、納入に関しその能力がないと当庁が判断したとき。

(契約の解除)

第15条 納入された本品を使用することにより、水道法第4条に定める水質基準の遵守に支障をきたす恐れがあり、当庁から改善の指示を受けた場合において、正当な理由なくして納入者が直ちに措置を講じない場合は、当庁はこの契約を解除することができる。

(浄水場における事故防止)

第16条 納入者は、納入にあたって、浄水場の機能が停止または低下するがないよう事故防止に万全を期さなければならない。

(その他)

第17条 納入者は、本仕様書に明記されていない事項についても、納入に関し当然必要な事項については、良識ある判断に基づいて実施しなければならない。なお、本仕様書に定めのない事項、または仕様内容について疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。

仕様書①-別表1

品名		水道用ポリ塩化アルミニウム(10%液)			
用途		凝集剤			
		最大注入率		300 mg/L	
規格内容	品質項目 水道施設の技術的基準	酸化アルミニウム	10.0~11.0	%	
		外観	無色~黄色がかたうすい褐色の透明な液体		
		比重(20°C)	1.19	以上	
		塩基度	45~75	%	
		pH(10g/L溶液)	3.5~5.0		
		硫酸イオン(SO <sub>4</sub> <sup>2-</sup> )	3.5	%以下	
		カドミウムおよびその化合物	0.0003	mg/L 以下	
		水銀およびその化合物	0.00005	mg/L 以下	
試験方法		セレンおよびその化合物	0.001	mg/L 以下	
		鉛およびその化合物	0.001	mg/L 以下	
		ヒ素およびその化合物	0.001	mg/L 以下	
		六価クロム化合物	0.002	mg/L 以下	
		鉄およびその化合物	0.03	mg/L 以下	
		マンガンおよびその化合物	0.005	mg/L 以下	
		ニッケルおよびその化合物	0.002	mg/L 以下	
		アンチモンおよびその化合物	0.002	mg/L 以下	
年間購入 予定数量		品質項目: JWWA K 154 最新版による 水道施設の技術的基準: 水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドラインによる (厚生労働省医薬・生活衛生局水道課 最終改正版)			
納入場所	所在地	1,241,000 kg			
		①吉川浄水場 2槽 各33m <sup>3</sup> (通常受入量 10,000~15,000 kg/回)	年間受入予定量	549,000 kg	
		②馬渕浄水場 3槽 各15m <sup>3</sup> (通常受入量 10,000~12,000 kg/回)	年間受入予定量	475,000 kg	
		③水口浄水場 2槽 各15m <sup>3</sup> (後PAC貯槽 2槽 各0.5m <sup>3</sup> ) (通常受入量 10,000~12,000 kg/回)	年間受入予定量	217,000 kg	
		①吉川浄水場 所在地 野洲市吉川3382 電話 077-589-3280			
		②馬渕浄水場 所在地 近江八幡市馬渕町1875 電話 0748-37-4621			
		③水口浄水場 所在地 甲賀市水口町水口6181 電話 0748-62-9445			

仕様書①-別表2

品名		水道用次亜塩素酸ナトリウム(12%液)			
用途		消毒剤等			
		最大注入率		100 mg/L	
規格内容	品質項目 水道施設の技術的基準	有効成分(有効塩素)		12 %以上	
		外観		淡黄色の透明な液体	
		密度(比重)(20°C)		1.16 以下	
		遊離アルカリ		2 %以下	
		臭素酸		50 mg/kg以下	
		塩素酸		4000 mg/kg以下	
		塩化ナトリウム		4.0 %以下	
		カドミウムおよびその化合物		0.0003 mg/L 以下	
		水銀およびその化合物		0.00005 mg/L 以下	
試験方法		品質項目: JWWA K 120 最新版による 水道施設の技術的基準: 水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドラインによる (厚生労働省医薬・生活衛生局水道課 最終改正版)			
年間購入 予定数量		607,000 kg			
納入場所	所在地	①吉川浄水場 3槽 各9m <sup>3</sup> (通常受入量 5,000~10,000 kg/回)		年間受入予定量 293,000 kg	
		②馬渕浄水場 2槽 各17m <sup>3</sup> (通常受入量 5,000~12,000 kg/回)		年間受入予定量 195,000 kg	
		③水口浄水場 2槽 各12m <sup>3</sup> (通常受入量 5,000~10,000 kg/回)		年間受入予定量 89,000 kg	
		④山脇調整池 2槽 各 1.5m <sup>3</sup> (通常受入量 1,500 kg/回)		年間受入予定量 20,000 kg	
		⑤瓶割山調整池 2槽 各 1.0m <sup>3</sup> (通常受入量 700 kg/回)		年間受入予定量 10,000 kg	
		①吉川浄水場 所在地 野洲市吉川3382 電話 077-589-3280 ②馬渕浄水場 所在地 近江八幡市馬渕町1875 電話 0748-37-4621 ③水口浄水場 所在地 甲賀市水口町水口6181 電話 0748-62-9445 ④山脇調整池 所在地 野洲市小篠原 →【連絡先】吉川浄水場(電話 077-589-3280) ⑤瓶割山調整池 所在地 東近江市上平木町 →【連絡先】馬渕浄水場(電話 0748-37-4621)			

※ 山脇調整池および瓶割山調整池については、発注は700~3000 kg/回となるので  
5000kg車以下のタンクローリーで納品すること。

仕様書①-別表3

品名		水道用水酸化ナトリウム(水道用液体苛性ソーダ)(20%)			
用途		(pH調整用)アルカリ剤			
		最大注入率		100 mg/L	
規格内容	品質項目 水道施設の技術的基準	有効成分(水酸化ナトリウム)		20 %以上	
		外観		無色または、わずかに着色した透明な液体	
		塩化ナトリウム		1.5 %以下	
		カドミウムおよびその化合物		0.0003 mg/L 以下	
		水銀およびその化合物		0.00005 mg/L 以下	
		セレンおよびその化合物		0.001 mg/L 以下	
試験方法		水道施設の技術的基準:水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドラインによる (厚生労働省医薬・生活衛生局水道課 最終改正版)			
年間購入 予定数量		24,000 kg			
納入場所 および所在地		水口浄水場 12m <sup>3</sup> または20m <sup>3</sup> (通常受入量 8,000 kg/回) 所在地 甲賀市水口町水口6181 電話番号 0748-62-9445			